

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第28号
事故等種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成25年12月13日 11時35分ごろ
発生場所	香川県丸亀市上真島北西方沖 丸亀市所在の丸亀港蓬萊町防波堤灯台から真方位033° 1,250m付近 (概位 北緯34° 19.2′ 東経133° 47.4′)
事故等調査の経過	平成26年2月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液化ガスばら積船 ^{しょうりゅう} 松隆丸、748トン 140927、松盛汽船株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 係留索が切断、のり枠が破損
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、上真島北西方沖において、船長が、レーダー画面を見ながら、見張りに当たり、約7ノットの対地速力で南西進した。 船長は、左舷船首方に漂流物を認め、50m付近に接近したとき、双眼鏡で確認したところ、のり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）が正面にあることに気付き、右舵一杯、全速力後進としたが、本件養殖施設の区域に進入し、平成25年12月13日11時35分ごろ、丸亀港蓬萊町防波堤灯台から真方位033° 1,250m付近において、本件養殖施設を損傷した。 船長は、船尾方の本件養殖施設を避けて脱出した頃、備讃瀬戸海上交通センターから連絡を受け、本事故を海上保安庁に連絡した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	本船は、海図上にコースラインを記載していたが、船位の確認を行っていなかった。 本船は、航海用ナビゲーションシステムにコースラインを入力していなかった。 船長は、丸亀港に入港したことがあり、本件養殖施設の存在を知っていた。

	<p>船長は、レーダー感度を弱くして波の映像を除去していた。</p> <p>本件養殖施設は、10月1日から翌年の3月31日まで、上真島の周囲に南北約700m、東西約1,000mの海域に設定され、4隅に直径約1.5m、高さ約3.5mの浮体の灯浮標が設置されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、上真島北西方沖を南西進中、船長が本件養殖施設に気付かなかったことから、本件養殖施設に進入し、本件養殖施設を損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、上真島北西方沖を南西進中、船長が本件養殖施設に気付かなかったため、本件養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船舶所有者は、本事故後、航海用ナビゲーションシステムにコースラインを入力し、コースラインから船位がずれた場合、警報が鳴るよう設定することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のり養殖施設は、海上の波が高いとき、目視及びレーダー画面で認識が困難なことがあるので、船位の確認を適切に行うこと。 ・ 漁具定置箇所一覧図や岡山・香川海面漁具敷設図などにより、養殖施設の状況を事前に調査した上で入港計画を立案すること。